

平成 24 年第 5 回教育委員会臨時会記録

平成 24 年 11 月 26 日（月）

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成 24 年 11 月 26 日 (月) 午後 4 時 30 分～午後 4 時 44 分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 大藏 確之助 職務代理者 宮 坂 公 夫
委員 田 中 奈那子 教 育 長 井 出 隆 安

欠席委員 委員 對 馬 初 音

出席説明員 事務局次長 吉 田 順 之 学 校 教 育 担 当 部 長 玉 山 雅 夫
生涯学習スポーツ 担 当 部 長 本 橋 正 敏 中 央 図 書 館 長 武 笠 茂
庶 務 課 長 北 風 進 教 育 人 事 企 画 課 長 筒 井 鉄 也

事務局職員 庶務係長 井 上 廣 行 法規担当係長 岩 田 晃 司
担 当 書 記 島 崎 和 也

傍 聴 者 数 0 名

会議に付した事件

(議案)

議案第 84 号 杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

議案第 85 号 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第 86 号 杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(報告事項)

(1) 平成 24 年度杉並区一般会計補正予算 (第 4 号) の取扱いについて

目 次

議事録署名委員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

議案

議案第 84 号 杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を
改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

議案第 85 号 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部
を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

議案第 86 号 杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を
改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

報告事項

(1) 平成 24 年度杉並区一般会計補正予算（第 4 号）の
取扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

委員長 ただいまから、平成 24 年第 5 回教育委員会臨時会を開催いたします。

本日の議事録署名委員は、田中委員にお願いいたします。

本日は、對馬委員が所用のためにご欠席でございます。

本日の議事はご案内のとおり、議案が 3 件、報告事項 1 件となっております。

日程第 1、議案第 84 号から日程第 3、議案第 86 号までの議案は、平成 24 年第 4 回区議会定例会への追加提出予定議案で、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 29 条に基づく区長からの意見聴取案件となっております。

したがいまして、同法律第 13 条により、これらの議案の審議を非公開にしたいと思っております。よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 それでは異議がありませんので、日程第 1、議案第 84 号から日程第 3、議案第 86 号までを非公開とし、報告事項の後に審議することいたします。

それでは日程第 3 報告事項の聴取を行います。

「平成 24 年度杉並区一般会計補正予算（第 4 号）の取扱いについて」の説明を庶務課長からお願いいたします。

庶務課長 それでは、平成 24 年度杉並区一般会計補正予算（第 4 号）の取扱いにつきまして、ご報告いたします。

11 月 2 日に行われました第 4 回杉並区教育委員会臨時会におきまして、第 4 回区議会定例会への提出議案として、区長から意見聴取案件として上程をされました教育委員会議案第 78 号「平成 24 年度一般会計補正予算（第 4 号）」につきまして、区長から報告がございましたので、口頭により、報告をさせていただきます。

平成 24 年 11 月 16 日（金）午後でございますけれども、衆議院が解散されたことに伴いまして、衆議院議員選挙の経費を急遽、専決処分する必要が生じまして、直ちに区長から区議会議長あてに「平成 24 年度杉並区一般会計補正予算（第 4 号）」の撤回の申し入れがございました。

これは補正予算の号数を時系列とするためでございますので、補正予算

(第4号)の内容を衆議院議員選挙経費の事案に変更しまして、専決処分を行い、当初提案しました補正予算(第4号)は、件名を「平成24年度杉並区一般会計補正予算(第5号)」として、11月19日付で再度区議会に提案をしたというものでございます。

なお、本件につきましては、衆議院の解散を受けたことによる事務手続でございまして、先に意見聴取を受けた教育に関する補正予算の内容には変更がないことから、再度の意見聴取は行わず、補正予算の号数変更の報告にかえるというものでございます。報告は以上でございます。

委員長 どうもありがとうございました。何かご質問、ご意見ございますか。

(「なし」の声)

委員長 内容は同一だということですから結構でございます。ありがとうございました。

それでは引き続きまして、議案の審議に入りたいと思います。

日程第1 議案第84号「杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例」の議案を上程し、審議いたします。庶務課長から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第84号につきまして、ご説明申し上げます。

特別区人事委員会は本年10月10日に各特別区の議会及び区長に対しまして、職員の給与に関する報告及び勧告を行ったところでございます。

勧告の内容でございますが、職員の給与が民間従業員の給与を783円、率で申しますと0.19%上回っていることから、公民較差を解消するため、給料表を平均0.2%改定するものでございます。

区におきましては、こうした状況を踏まえまして、区長及び副区長の給料等の額の適否につきまして特別職報酬等審議会に諮問しましたところ、区長及び副区長の給料月額につきまして、本年の特別区人事委員会勧告で、月例給与のマイナス改定が出されたこと、昨今の日本及び世界を取り巻く経済状況が依然として厳しいことなどを総合的に勘案しまして、0.2%減額することが妥当であるとの答申がなされました。

区ではこの答申を受けまして、検討しました結果、区長及び副区長の給料月額を答申どおり改定することといたしまして、さらに答申の趣旨

に準じまして、教育長及び常勤監査委員の給料月額を改定する必要があるため、この条例案の作成にあたりまして、教育委員会に意見聴取がなされたものでございます。

なお、この条例案は、関連する3件の条例につきまして、条建てで改正することとしてございまして、その第2条におきまして、「杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例」の一部を改定するものでございます。

それでは、改正の内容でございませけれども、議案の最後から2枚目でございます。資料2「給料月額の改定の概要」をご覧ください。

給料月額の改定でございませますが、区長、副区長、教育長及び常勤監査委員の給料月額を記載のとおり、0.2%程度引き下げるものでございます。

最後に、施行期日でございませますが、平成25年1月1日としてございませす。その他、この条例の改正に伴う必要な経過措置としまして、平成25年3月支給の期末手当の額につきまして、平成24年4月からの年間給与に係る必要な調整措置を定めてございませす。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

委員長 ただいまのご説明について、ご質問、ご意見ございませしょうか。

あの、私は内容に関することではありませけれども、一言ついでですから申し上げておきたいと思ひませす。私は公務員の給与引き下げが非常に大きな差があれば、私は当然やるべきだと思ひませすけれども、この0.何とかがっていうような、生活にも差し支えはないでせうけれども、引き下げには、私は基本的には反対です。

これは私はずっと民間会社におりましたので、民間会社は非常に柔軟にボーナスなどで調整をしているわけですね。だからすぐできます。ところが、これはとにかくこういうことをやって、いろいろ手続が複雑で、それでは公務員というのは何の仕事をしているかという、民間の場合は主として出来高で会社の景気とリンクをしているわけですが、公務員の場合は、どれぐらい地域住民、その他国民にサービスをするかということになっているので、サービスが低下していなければ、基本的には給与は下げるべきではないと思ひませす。

しかし、私がここで反対しても、とても片付くようなことではありませんので、区長部局の問題もありますし、それから 23 区、東京都、それから全国の問題もありますし、だから仕方がないと思いますが、私は意見として、一応これは申し上げておきたい。前にも 1 回、給与引き下げの時に私申し上げたことがあります。公務員は、仕事をどのようにサービスをしているかによって判定されるべきであって、それが下がっていないければ私は下げるべきではないと基本的には思っております。

他に何かご意見ございましょうか。

庶務課長 地方公務員法上、情勢適応の原則、それから民間給与等との均衡の原則ということで、人事委員会としては毎年 50 人以上の民間事業者の統計をとりまして、公民較差をして、それについて是正の勧告をする。それを受けて、特別区としては区長会並びに労使協議を行いまして、今回こういうことになってございます。

委員長 よく了解しております。ここで庶務課長とやりあってもしようがありませんけれども、50 人以上の民間企業っていうのも、実は非常にか曖昧なのです。だから、その時々によって、いろいろ動かされますので、私はあまり意味があると思えません。それが 5 % 位の差ができれば、それは当然民間からも「公務員給料を抑制するべきではないか」というのが出てくるでしょう。しかし、民間がずっと上回っていて、公務員は下の場合もあるのですよ。その時にもそんなに調整はしていないのですね。だから、私はそんなに差額で大了たことがない時には、本来はやるべきではないと思います。

しかし、政治というのは世論の動向が非常に厳しいですから、中央官庁でも、政治家でも、やっぱりそれはやるということにすぐなるのでしよう。だけど、私はそれは基本的な考え方としては、では公務員は何をしているのか。何に対して給与をもらっているのか。常に民間のベースに比較して、公務員は幾らもらうということに決まっているのかと。公務員はやはり、一般的にサービスをどれくらいするかによって、本来は給与が決まるべきものだと私は確信しております。

ですが、これはこれ以上言っても仕方がありませんので、私はそれでもう意見として申し上げるだけです。他にはよろしゅうございましょうか。

(「なし」の声)

委員長 それでは、原案のとおり異議がありませんので、原案のとおり可決いたします。どうもありがとうございました。

それでは、次の日程第2 議案第85号「杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の議案を上程し、審議いたします。庶務課長から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第85号につきまして、ご説明を申し上げます。

先ほどご説明しましたとおり、特別区人事委員会は「職員の給与に関する報告及び勧告」を行ったところでございます。

勧告の内容でございますが、公民較差を解消するため、月例給を引き下げることとし、給料表を改定するものでございます。

特別区におきましては、特別区人事委員会の勧告の取扱いにつきまして、厳しい財政状況を踏まえ、慎重に検討を進めた結果、勧告の内容を実施することとしたところでございます。

このことに伴いまして、幼稚園教育職員の給料表を改定するため、この条例案の作成にあたりまして、教育委員会に意見聴取がなされたものです。

改正の内容でございますが、議案の最後から2枚目の資料「給料表改定の概要」をご覧ください。

給料表につきまして、公民較差相当分の給料月額を引き下げ等を行うものでございます。

最後に、施行期日でございますが、平成25年1月1日としてございます。

その他、この条例の改正に伴う必要な経過措置としまして、平成25年3月支給の期末手当の額につきまして、平成24年4月からの年間給与に係る公民較差の是正に関する必要な調整措置を定めてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

委員長 ただいま、議案第85号につきましてご説明がありました。ご質問、ご意見がございませうでしょうか。

よろしゅうございませうか。それでは、異議がなければ原案のとおり可決したいと思っております。

(「なし」の声)

それでは異議ありませんので、議案第 85 号につきましては、原案のとおり可決いたします。どうもありがとうございました。

続きまして、日程第 3 議案第 86 号「杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の議案を上程し、審議いたします。庶務課長から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第 86 号につきまして、ご説明を申し上げます。

学校教育職員、いわゆる区費教員の給与でございますが、先ほどご説明しました特別区人事委員会の勧告の中で、「区費負担の学校教育職員に適用される給与制度は、東京都の教育職員との均衡を考慮して改定等を行うことが適当である」との意見が出されました。

東京都の教育職員の給与につきましては、本年 10 月 12 日に東京都人事委員会から、都知事等に対しまして報告及び勧告が行われたところでございます。

勧告の内容でございますが、職員の給与が、民間従業員の給与を率で 0.32%、金額にしまして 1,336 円上回っていることから、住居手当の見直しと給料表の改定により、月例給を下げるものでございます。

区費教員の給与につきましては、都費負担教員と同一の職場における同一の勤務内容であることなどから、給料などは都費負担教員に適用される東京都の「学校職員の給与に関する条例」の規定内容を基本とし、住居手当を含めた生活関連手当等につきましては、あくまで区の職員であることから、幼稚園教育職員と同様に扱うことという整備方針に基づいてきたところでございます。

区では、特別区人事委員会の意見を尊重し、慎重に検討を進めました結果、これまでの給与の整備方針に基づき、給料につきましては東京都人事委員会の勧告の内容を実施することといたしました。このことに伴いまして、学校教育職員の給料表を改定する必要があるため、この条例案の作成にあたりまして、教育委員会に意見聴取がなされたものでございます。

改正の内容でございますが、議案の最後から 2 枚目の資料「給料表改定の概要」をご覧ください。

給料表につきまして、東京都人事委員会の勧告した給料表に準じて、給料表を改定するものでございます。

最後に、施行期日でございますが、平成 25 年 1 月 1 日としてございます。

その他、この条例の改正に伴う必要な経過措置としまして、平成 25 年 3 月支給の期末手当の額につきまして、平成 24 年 4 月からの年間給与に係る公民較差の是正に関する必要な調整措置を定めてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

委員長 ただいまの議案のご説明について、ご質問、ご意見ございませうか。

よろしゅうございますか。異議がなければ、このまま原案のとおり可決したいと思っております。

(「なし」の声)

異議がありませんので、議案第 86 号は原案のとおり可決いたしました。どうもありがとうございました。

それでは、以上で予定されました議案は全て終了いたしました。庶務課長、何かございますか。

庶務課長 特段ございませんが、定例会はご案内したとおり 11 月 28 日水曜日午後 2 時でございますので、よろしくお願いいたします。

委員長 どうもありがとうございました。それでは本日の会議をこれで閉じます。